

令和 7 年 3 月 25 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うち石油ふろがま（薪兼用） 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
（うち電動アシスト自転車 2 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9 件
（うちポータブル電源（リチウムイオン） 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 1 件、取っ手（鍋用、着脱式） 1 件、
電気ストーブ 2 件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用） 1 件、
照明器具（センサー付、屋外用） 1 件、
バッテリー（リチウムイオン、電熱手袋用） 1 件、電気洗濯乾燥機 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号：A202401259、A202401260)

① 事故事象について

(管理番号：A202401259)

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(管理番号：A202401260)

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、ガードレールに衝突し、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※) 上記2件について、「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意喚起をしています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について一乗車前の点検を確実に行いましょう！

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、号機番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、 製造番号、号機番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bsycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：25.6%（2024年11月20日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	5	重傷	2016年度	0	—
2023年度	2	重傷	2015年度	0	—
2022年度	4	重傷	2014年度	0	—
2021年度	22	重傷	2013年度	0	—
2020年度	43	重傷	2012年度	0	—
2019年度	59	重傷	2011年度	0	—
2018年度	1	重傷	2010年度	0	—
2017年度	2	重傷			

※当該事故（管理番号：A202401259 及び A202401260）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004 年 10 月～2015 年 1 月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：江藤、山田、遠藤

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401266	令和7年3月8日	令和7年3月21日	石油ふろがま(薪兼用)	CHS-4	株式会社長府製作所	火災	3棟が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	製造から10年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401259	令和7年2月21日	令和7年3月21日	電動アシスト自転車	PA26NLDX	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月11日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:25.6%
A202401260	令和7年3月10日	令和7年3月21日	電動アシスト自転車	PA26NLDX	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、ガードレールに衝突し、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	大阪府	令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:25.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401256	令和7年3月5日	令和7年3月21日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、異音及び異臭がしたため当該製品から充電器を取り外したところ、当該製品から出火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202401257	令和6年6月22日	令和7年3月21日	リチウム電池内蔵充電器	火災	宿泊施設で当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和6年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202401258	令和6年12月31日	令和7年3月21日	取っ手(鍋用、着脱式)	重傷1名	当該製品を装着した鍋で調理中、鍋から当該製品が外れ、熱湯が掛かったことにより、左足に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月13日
A202401261	令和7年3月12日	令和7年3月21日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品のヒーターから発火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202401262	令和7年3月12日	令和7年3月21日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品のヒーターから発火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202401263	令和7年3月10日	令和7年3月21日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異臭及び発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	栃木県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401264	令和6年9月8日	令和7年3月21日	照明器具(センサー付、屋外用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から20年以上経過した製品 令和6年10月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202401265	令和6年10月11日	令和7年3月21日	バッテリー(リチウムイオン、電熱手袋用)	火災	当該製品に他社製の充電器を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月13日
A202401267	令和7年3月1日	令和7年3月21日	電気洗濯乾燥機	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし